

指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

（所管課：文化スポーツ課）

1 施 設 名	甲賀市土山体育館、甲賀市土山室内運動場、甲賀市土山運動場、甲賀市土山テニスコート
2 施 設 の 目 的	市民の生涯スポーツの振興及び健康増進を図ることを目的とする。
3 施 設 の 概 要	施設の名称：甲賀市土山体育館 ・所 在 地 甲賀市土山町北土山414番地2 ・施設の目的 社会体育施設 ・建築面積 1,155㎡ ・延床面積 2,461㎡ ・施設の内容 アリーナ、ホール、会議室、事務室、男女更衣室、トイレ、ギャラリーなど
	施設の名称：甲賀市土山室内運動場 ・所 在 地 甲賀市土山町北土山414番地2 ・施設の目的 社会体育施設 ・建築面積 1,135㎡ ・延床面積 1,451㎡ ・施設の内容 アリーナ(砂入人工芝)、事務室、男女更衣室、トイレなど
	施設の名称：甲賀市土山運動場 ・所 在 地 甲賀市土山町北土山414番地2 ・施設の目的 社会体育施設 ・面積 14,136㎡ ・施設の内容 運動場(野球1面、サッカー1面、ソフトボール1面)、屋外照明など
	施設の名称：甲賀市土山テニスコート ・所 在 地 甲賀市土山町北土山414番地2 ・施設の目的 社会体育施設 ・面積 3,247㎡ ・施設の内容 ハードコート2面(屋外照明)、クレイコート3面、練習コート1面など
4 募 集 方 法	非公募
5 指 定 期 間	令和9年4月1日 から 令和14年3月31日（5年間）
6 管 理 業 務 内 容	1. 本施設の運営に関する業務 1)施設貸出・受付業務 2)展示業務 3)備品等貸出業務 4)広報宣伝業務 5)提案事業 6)自主事業 2. 本施設の維持管理に関する業務 1)建築物保守管理業務 2)建築設備保守管理業務 3)備品等保守管理業務 4)駐車場保守管理業務 5)清掃業務 6)外構保守管理業務 7)植栽管理業務 8)保安警備業務 9)環境衛生管理業務
7 指 定 管 理 料 (参考額)	(指定管理料限度額) 94,500,000 円 (年間指定管理料) 18,900,000 円 消費税及び地方消費税含む

8 指 定 候 補 者 (代表者名) 主たる事務所の 所在地	(団体名・代表者名) 公益財団法人あいの土山文化体育振興会 代表理事 立岡 秀寿 (所在地) 滋賀県甲賀市土山町北土山2222番地2 (設立年月日、事業概要) 平成9年4月4日、文化・スポーツ事業																				
9 指定候補者の選定理由	当該地域に根差し、長年の事業実績と住民・関係団体との信頼関係を有するほか、旧土山町出資の高い公共性を備え、施設目的に最も適合するため。継続選定が適切である。																				
10 選 定 委 員 * 委員長 (50 音順、敬称略)	倉田 幸夫 その他市長が適当と認める者 元行政職員、施設利用者 中嶋 慶喜 学識経験を有する者 社会保険労務士 * 望月 善博 その他市長が適当と認める者 元企業役員 山本 治広 その他市長が適当と認める者 中小企業診断士 横川 悦子 その他市長が適当と認める者 元行政職員																				
11 選 定 委 員 会	第3回 指定管理者選定委員会 開催日 令和8年9月11日																				
12 選 定 基 準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>適</th> <th>不適</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①施設の利用者の公平な利用を確保することができる</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②施設の効用を最大限に発揮させるものである</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③施設の適切な維持及び管理が図られるものである</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	適	不適	①施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○		②施設の効用を最大限に発揮させるものである		○	③施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○		④施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである		○	⑤施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○			
評価項目	適	不適																			
①施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○																				
②施設の効用を最大限に発揮させるものである		○																			
③施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○																				
④施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである		○																			
⑤施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○																				
13 選 定 結 果	☒ 当該施設の指定候補者として適当である。 ☐ 当該施設の指定候補者として不適である。																				
14 附 帯 意 見	本件においては、各評価項目の概要について以下のとおり示す。 ①これまでの管理運営において大きなトラブルはないことから、今後も公平な利用の確保が期待できる。 ②当該団体の成り立ちや本施設所在の地域事業への影響を踏まえ、今回の選定は非公募での選定となった。一方、公共施設の管理において民間事業者等の有するノウハウを活用し、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するという指定管理者制度の趣旨より、当該施設の効用が最大限発揮できるよう、次期指定管理期間においては、公募とすることについて検討を進める必要がある。このことから、施設所管課においては、施設の効用が最大限発揮されるよう、公募実施に向																				

	けた具体的かつ抜本的な検討と調整について、前例にとらわれることなく取り組ま れたい。 ③定期的な点検整備等を行うことにより施設の適切な維持及び管理が図られてい る。 ④適正な管理経費を精査したうえで、経費の縮減が図られるよう早期に事業計画 の見直しを行われたい。 ⑤これまで長年にわたり地域との関わりを持ち、当該施設の管理運営を行ってきた 実績があることからこれからも安定的な事業運営が期待できる。
--	---

令和8年9月11日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博